

令和4年12月26日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
(株) 神奈川フェンス土木 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町302
令和4年12月26日～令和5年3月25日(3ヶ月)
地域2(東北支社が所掌する区域)
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要
有資格業者である(株) 神奈川フェンス土木は、東北支社発注の「東北自動車道 一関～花巻間道路付属物設置工事」において、当該有資格者の過失による遮音壁及び防雪柵設置工事区間のコンクリート板の角欠けや切断などの粗雑工事等を発生させた。
また、このことにより履行遅滞も発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由
上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上